

越谷市

農産だより

第14号

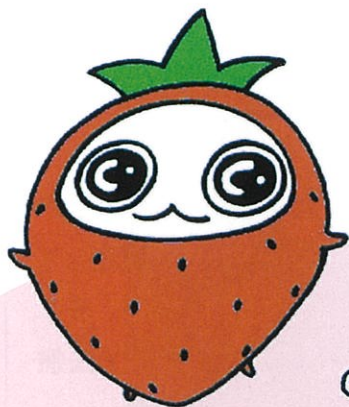
令和6年7月1日発行



越谷産の新鮮な原木しいたけ



越谷産の美味しいねぎ



©2いばまami

令和6年4月27日付けで農業委員14人が市長から任命され、同日農地利用最適化推進委員13人が農業委員会から委嘱されました。今後は、両委員が相互に連携を図り、農地利用の最適化推進のため、地域農家の相談役として活動します。

農業委員紹介



<上段左から>

豊田佳樹、坂巻慎一、山崎明美、小野寺美佐子、白鳥みどり、中島満、石塚健造

<下段左から>

小林博、田口勲、瀬尾守、◎金子繁雄、○荻島元治、山崎保夫、三ツ木宗一

◎会長 ○会長職務代理者

農地利用最適化推進委員紹介



<上段左から>

川上嘉夫、原田正、鈴木喜雄、今井富士雄、須賀英夫、川上政己

<下段左から>

林信雄、齋藤晃一、岡安昇治、高島豊、飯高進、松沢浩之、小早川久夫

農業経営及び農地利用の状況等に関する調査にご協力をお願いします

毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有地及び借地における農地利用の状況等を把握するため、「農業経営及び農地利用の状況等に関する調査」を実施します。この調査結果は、農地台帳の整備や各種証明書の発行、農地に関する今後の意向に関し、出し手受け手のマッチングを行い、利用関係の調整等に活用しますので、必ずご提出ください。

遊休農地の解消に向けて利用状況調査（農地パトロール）を行います

毎年8月から9月にかけて、農地法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施します。現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等は、遊休農地として判定されます。

調査にあたり、農地に立ち入る場合もありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、利用状況調査の結果により遊休農地に判定された場合は、所有者の方へ「利用意向調査」を実施することがありますので、回答をお願いいたします。

畑の表土の流出防止のために

台風や前線の影響等によるゲリラ豪雨により、畑の表土が大量に流出し、道路の通行に支障を来したり、排水の流れをさまたげてしまうケースが発生しています。

農地の耕作者からしても、手間と資金をかけた大切な土を失うこととなり、大変な損失となります。もちろん、豪雨によって表土が流出してしまうのは避けられません。

しかし、次のような対策を取ることで、一定の効果が得られるはずです。

- 畑の隅ぎりぎりまで耕作するのは避ける
- 除草剤の使用を抑え、のり面の草をある程度残すようにする（特に、道路や水路側）
ただし、草があまり高くないよう管理する
- 水の流れなどによって、土が流出しやすいところには土留めを設ける
- 側溝などにたまった土は定期的に取り除く

自分の農地は自分で管理するという意識を持ち、周囲に迷惑をかけないように心がけましょう。

泥の落下に注意！

トラクター・田植機・コンバイン等を使用した後に農地から道路に出る時は、必ず付いた泥は取りのぞいてください。道路に落ちた泥のかたまりは、通行人や車両等の妨げとなり大変危険です。交通安全や環境美化のために泥を落とさないよう注意しましょう。

もし、道路に泥を落としてしまった場合は、速やかに撤去・清掃をしていただきますよう、お願いします。

ほ場作物（残さ）の管理の徹底

ほ場作物（残さ）からの害虫や臭いの発生を防ぐため、管理の徹底をお願いします。



農地転用する時は、農地法の許可申請・届出が必要です。

●農地の無断転用はできません。

- ・農地転用とは、農地を農地でなくすることです。(例：宅地・駐車場・資材置場など)
- ・市街化調整区域の農地転用は、農地法の許可申請が必要になります。
- ・市街化区域の農地転用は、農地法の届出が必要になります。

●無断転用には厳しい罰則があります。

- ・許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。
- ・農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。
- ・違反転用及び原状回復命令違反した場合
3年以下の懲役または300万円以下の罰金になります。(法人は1億円以下の罰金になります。)

●農地の埋め立て(農地改良)には許可・届出が必要です。

- ・農地の埋め立ては、県の許可が必要となります。ただし、埋め立て面積が1,000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、届出となります。

※詳細につきましては、事前に農業委員会事務局へお問合せください。

農地の適正な管理をお願いします

雑草等が繁茂している農地がありますと、病虫害等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。

定期的(年3回程度)に草刈りをするなど、日ごろから農地の適正な管理をお願いします。



遊休農地(一例)

農地の賃借料情報

令和6年4月1日公表

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)
された賃借料水準の情報を公表しています。

(年額/10a)

地 目	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田(水稻)	10,000	10,000	10,000
畑(普通畑)	11,400	18,100	5,000

※地域の実勢の賃借料とは異なる場合がございます。

『農業者年金』に加入しよう!

【加入要件】

- 60歳未満の方
(令和4年5月1日制度改正により国民年金の任意加入者であれば60歳から65歳未満の方も加入できます)
- 年間60日以上農業に従事している方
- 国民年金第1号保険者

【特 徴】

- 終身年金(80歳前に死亡した場合は一時金)
- 積立方式、確定拠出型で国民年金に上乘せ
(加入者の保険料は将来の自らの年金給付の原資)
- 保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位
- 支払保険料は全額社会保険料控除の対象

●編集 農業委員会だより編集協議会委員

荻島 元治、小林 博、瀬尾 守、白鳥 みどり、田口 勲、坂巻 慎一、小野寺 美佐子

●発行 越谷市農業委員会

〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

TEL 048-963-9279(直通) FAX 048-963-9175